

令和4年12月22日

関係所属長 殿

生活安全部長

## 行方不明事案への対応上の留意事項について(通達)

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）への対応上の留意事項については、警察本部長通達「人身安全関連事案に対処するための体制の確立とその運用の徹底について（令和4年12月22日付け、人少279号）により指示されているところであるが、行方不明事案への対応上の留意事項については下記のとおりであるので、周知徹底を図りたい。

記

### 1 特異行方不明者該当性の判定

「行方不明者発見活動に関する規則」（以下「規則」という。）第11条において、受理署長（規則第10条に定める「受理署長」をいう。以下同じ。）は、行方不明者届を受理した段階はもとより、その後の継続的な発見活動により得られた情報を踏まえ、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定すること。

この場合において、「行方不明となる特段の原因・動機が確認できなかった」という情報については、規則第2条第2項第3号に規定する「行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして」の「その他の事情」に当たると解されるため、特異行方不明者であると判定すること。

### 2 事案の継続的な管理

本部対処体制は、特異行方不明者に係る事案のうち、発見に至っていない事案の継続的な管理に努めるとともに、特異行方不明者の発見に資する情報等を収集するため、受理署長に対し、届出人その他関係者と適時連絡を取るよう指導・助言を行うこと。

### 3 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への適切な対応

(1) 被害者から援助の申出がなされた後、被害者に係る行方不明者届が提出されようとした場合

#### ア 援助を実施する際の留意事項

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）第7条第1項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第8条の2に基づき、ストーカー事案の行為者及び配偶者からの暴力等事案の加害者（以下「加害者」という。）に住所等を知られることがないようにするための措置を求める被害者に対して援助を実施する警察署長は、当該被害者の生命及び身体の安全を確認している場合、当該援助の申出をした者は規則第2条第1項に定める「行方不明者」に該当しないため、行方不明者届が受理されないことを、被害者に対し説明すること。

#### イ 関係警察署長への通知

規則第6条第1項に基づき、原則として行方不明者届は行方不明者が行方不明となった時点における住所又は居所を管轄する警察署長が受理することとされていることから、援助を実施した警察署長は、被害者の住所又は居所を管轄する警察署長に対し、被害者に係るストーカー規制法及び配偶者暴力防止法に

基づく援助を実施している旨を通知すること。

**ウ 加害者が被害者に係る行方不明者届をしようとした場合への対応**

警察においてその生命及び身体の安全を確認している被害者について、加害者が当該被害者を追跡する手段として行方不明者届をしようとした場合、警察署長は、加害者に対し、当該被害者は規則に定める行方不明者に該当しないことから行方不明者届を受理することはできない旨を説明し、以後、加害者からの当該被害者に係る行方不明者届を受理しないこと。

**(2) 被害者に係る行方不明者届を加害者から受理した後、両者の関係性が判明した場合**

**ア 警察本部長等による援助**

加害者から被害者に係る行方不明者届がなされ受理した後に、被害者が警察にストーカー事案又は配偶者からの暴力事案等に関する相談をするなどして、届出人が加害者であり、被害者に係る行方不明者届であることが明らかとなった場合、被害者から被害状況等を聴取、記録化した上で、援助を実施するなど必要な措置を講ずること。

**イ 発見場所を管轄する警察署長の措置**

被害者である行方不明者を発見した場所を管轄する警察署長は、規則第25条第3項に定める行方不明者発見票を作成するとともに、受理署長に対し、当該行方不明者は被害者であることが判明したこと、援助を実施したこと等を通知すること。

**ウ 受理署長の措置**

上記通知を受けた受理署長は、規則第26条第2項に基づき、被害者である当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人である加害者に対して、同条第1項に規定する発見等の通知をしないこと。

なお、これらの取扱いについて届出人である加害者から説明を求められた場合には、規則に基づく措置であることを説明すること。

**(3) 被害者と同居している子等に係る行方不明者届受理時の措置**

加害者が被害者の追跡のため、被害者と同居している子等に係る行方不明者届をし、当該届が受理された後、届出人が加害者で、被害者と同居している子等に係る行方不明者届であることが判明した場合も、前記(2)と同様の対応を行うこと。

担 当：人身安全・少年課(人身安全対策係)